# 新型コロナウイルス感染症対策に関する制度のご案内

# 個人の皆さまへ

## 特別定額給付金

特別定額給付金の申請書は、5月上旬に各世帯に郵送しました。 必要事項を記入の上、申請しましょう。

#### 支給対象者

4月27日時点で鬼北町に住民登録がある方

世帯構成員1人につき10万円

#### 受給権者

属する世帯の世帯主

#### 申請期間

令和2年5月11日(月)~令和2年8月11日(火) ※消印有効

#### 申請方法

- ■郵送での申請
- ■オンライン申請(マイナンバーカードでの申請)
- ■窓口での申請(町民生活課生活支援係、日吉支所 各地区公民館)

#### 郵送申請の場合の提出書類 返信用封筒をご利用ください。

■申請書

同意事項を確認の上、必要事項のご記入、押印をしてください。

- ■受給権者の本人確認書類 ※受給権者(世帯主)と代理人の方のみ 住所、氏名等を確認できる期限が有効な証明書類の写しの添付 (国民健康保険証、後期高齢者保険証、運転免許証、写真付のマイナンバーカード、運転経歴証明書、身体障 害者手帳など)
- ■振込口座の口座確認書類

受給権者(世帯主)名義の通帳(見開き部分)やキャッシュカードの写し

ただし、水道料引落口座、住民税等引落口座、児童手当受給口座での受取を希望される方は、口座確認書類 の添付は必要ありません。できるだけこれらの口座をご利用ください。

※感染防止の観点から郵送での申請 にご協力ください。

#### 郵送先および問い合わせ先

〒 798-1395

愛媛県北宇和郡鬼北町大字近永800番地1 鬼北町役場 町民生活課生活支援係

☎ 45-1111 (内線 2117)

### 生活福祉資金特例貸付

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、収入の 減少があった世帯に緊急小口資金等の貸付を実施し ます。

#### 対象者

#### ■【緊急小口資金】

収入の減少があり、緊急で一時的な生活維持のた めに貸付を必要とする世帯

#### ■【総合支援金】

収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生 活の維持が困難となっている世帯

### 問い合わせ先

鬼北町社会福祉協議会 ☎ 45-3709

### 水道・下水・公営住宅使用料の支払い猶予

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、水道料 金等の支払いが困難なお客様に対し、水道・下水・ 公営住宅使用料の支払いを猶予します。

#### 猶予の内容

申し出により、令和2年4月から9月分までの使 用料のお支払いを最長で4カ月間猶予します。

#### 問い合わせ先

鬼北町役場 ☎ 45-1111

- ■水道料 水道課水道係 内線 2402
- ■下水道料 環境保全課環境衛生係 内線 2442
- ■公営住宅使用料 建設課都市計画・管理係 内線 2411